

| | | |
|---|-----------|--------------------|
|  | 阪神水道企業団公報 | 令和8年3月13日(金) 号外 |
| | | 毎月15日発行 |
| 目次 | | |
| ◇監査公表◇ | | |
| ○ 令和7年度定例監査結果の公表 | | |

◇監査公表◇

監公第4号

令和8年3月13日

阪神水道企業団監査委員 伊藤 めぐみ
同 田中 あきよ

監査公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

令和7年度定例監査結果

第1 監査の概要

1 監査対象部局

総務部 総務課
同 経営企画課
同 財務課
技術部 浄水計画課
同 施設管理課
同 工務課
同 浄水管理事務所
同 送水センター
同 水質試験所
議会事務局

2 監査の対象及び範囲

令和7年4月1日から令和7年12月31日までににおける財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

- (1) 人事労務管理の状況
- (2) 情報資産の管理状況
- (3) 予算の執行状況
- (4) 金銭の出納保管状況
- (5) 契約事務の状況
- (6) 財産管理事務の状況
- (7) 導送配水の業務状況
- (8) 工事等の設計、施工監督及び検査実施状況
- (9) その他の事項

3 監査の基本方針

令和7年度執行の事務事業が効果的かつ経済的に行われているか、また、合理的に運営されているかに着目し、事業の全部門を監査した。

4 監査の期間

令和7年11月28日から令和8年3月5日まで

5 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象項目について、監査対象部局より提出された監査資料に基づき、書類、帳簿、証拠書類その他の記録との照合、分析、質問等の必要と認める方法により審査するとともに、全国都市監査委員会策定「実務ガイドライン」に規定する監査等の着眼点から適宜選択し、実地において監査した。

第2 監査の結果

1 監査結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部改善又は検討を要する事項が認められたため、以下のとおり意見及び要望を付する。

2 監査意見及び要望事項

(1) 人事労務管理の状況

令和7年12月31日現在の職員数（特別職を除く。）は、第1表のとおりである。定員233名に対し現員は227名となっており、6名の欠員となっているが、再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員での補充で対応がなされている。

また、50歳を超える職員が半数以上を占めており、中高年層に大きく偏っている状況であるが、経験者採用などの年齢構成の偏りを是正するための取組を進めていた。

人材確保が困難な状況ではあるが、積極的なリクルート活動や計画的な採用により人材確保に取り組むとともに、働きやすい職場環境の構築等により、魅力のある職場づくりに努められたい。

また、職員の意識改革、業務の改革等を目的として、他団体へ7名の職員を派遣（割愛退職による派遣1名を含む。）しており、人事交流による組織の活性化などの効果を勘案しながら派遣職員や派遣先の選定を行っていた。

第1表 定員現員比較表

(令和7年12月31日現在 特別職を除く。単位:人)

| 職 種 | 定員 | 現員 | 比較 | 現 員 の 内 訳 | | | 左記以外(定数外職員) | | | |
|-----|-----|-----|----|-----------|----------------|------------------|--------------|------------------------|------------------|----------|
| | | | | 一般職 | 再任用 (フルタイム) | 他団体 からの 派遣 | 再任用 (短時間) | パートタイム 会計年度 任用職員 | 他団体 への 派遣等 | 人材 派遣 |
| 事 務 | 61 | 54 | △7 | 50 | 3 | 1 | 4 | 7 | 3 | 0 |
| 技 術 | 172 | 173 | 1 | 155 | 16 | 2 | 6 | 10 | 4 | 0 |
| 計 | 233 | 227 | △6 | 205 | 19 | 3 | 10 | 17 | 7 | 0 |

次に、超過勤務については、労働基準法違反に該当する者はなかったものの、時間外労働・休日労働に関する協定届（特別条項）の適用に該当する超過勤務時間数が年間360時間を超える職員及び月45時間を超える職員が複数名見受けられた。

ここ数年、定例監査にて同様の指摘を行った際、「超過勤務が多い職員に対しては、所属長がヒアリングを行い、業務分担を見直すなど超過勤務の抑制を進めていく。」とのことであったが、本年度も一部の所属で超過勤務の偏りが見受けられた。

業務の状況により超過勤務が一時的に増加することはやむを得ない面もあると

思われるが、長期間にわたり超過勤務が続くことにより、職員の体調やメンタルの不調を招くおそれがあるため、その検証を行うとともに、上司による当該職員への声かけはもとより、状況に応じた職員の配置に加え、引き続き、適切な業務分担を見据えた組織体制の構築に努められたい。

また、ここ数年、同様の指摘をしているにもかかわらず、超過勤務に係る申請がなされていない事例や勤怠（出勤簿等）に関する誤記載等が見受けられた。

職員各自において、速やかな超過勤務の申請や適正かつ正確な事務処理に努めることはもとより、管理職員におかれてはチェック意識の向上を図るとともに、所属職員の日々の勤務状況を的確に把握するなど適正な労務管理を徹底し、再発防止に向けて具体策を講じられたい。

次に、年次休暇について、前年度と比較した取得状況は、第2表のとおりである。年次休暇の付与が年度（4月～翌年3月）単位であるため、9か月間の実績であるが、当年度の企業団全体としての平均取得日数は11.2日、取得率は58.2%で、前年度と比較して大幅に減少している。また、個人単位で見ると、まだ3か月の期間を有するものの、労働基準法に定める年次休暇の取得義務日数である5日未満となっている職員も見受けられた。心身の健康のため、休暇を取得しやすい仕組みの検討など、今後とも取得の促進を丁寧に進められたい。

次に、前年度に引き続き、長期の療養休暇取得者が見受けられた。このうち、メンタルヘルス不調者に対しては、復帰後の措置として、主治医及び産業医からの意見を参考にしながら疾病の再発防止を図るとともに、心療内科医との委託契約により、「心の健康に関する相談窓口」の設置など、継続的にメンタルヘルス対策にも取り組んでいた。

今後も職員が相談しやすい環境づくりをはじめとして福利厚生行事の開催等により、コミュニケーションを通じて意思疎通を図る機会を設けるなど、風通しのよい職場環境の整備に取り組まれたい。

第2表 年次休暇取得日数比較表

(単位:日)

| 年度 | 1人当たり平均付与日数 | | | 1人当たり平均取得日数 | | | 取得率 | | |
|-----|-------------|------|------|-------------|------|------|--------|--------|--------|
| | 全体 | 本庁 | 事業所 | 全体 | 本庁 | 事業所 | 全体 | 本庁 | 事業所 |
| R6 | 19.3 | 19.3 | 19.3 | 14.4 | 11.8 | 16.3 | 74.6% | 61.2% | 84.5% |
| R7 | 19.3 | 19.1 | 19.5 | 11.2 | 9.3 | 12.9 | 58.2% | 48.4% | 66.0% |
| 増 減 | 0.0 | △0.2 | 0.2 | △3.2 | △2.5 | △3.4 | △16.4% | △12.8% | △18.5% |

(注1) 集計対象は他団体への派遣職員、休職中及び育児休業中の職員を除いた職員

(注2) 集計期間は4月1日から12月31日まで

(注3) 付与日数は繰越日数を除いた日数、平均取得日数は時間休を含んだ日数換算後の日数

(注4) 取得率=取得日数計/付与日数計×100(%)

(2) 情報資産の管理状況

ア 文書管理

当年度より電子決裁機能を備えた文書管理システムが導入され、これまでの

課題解消や文書管理等における業務の効率化が図られている。しかしながら、帳簿や日誌類の電子化に対する規程等の整備が十分ではない状況や同じ種別の簿冊及び日誌類において、電子媒体と紙媒体とが混在し、所属によって扱いが異なる事例が見受けられた。総括部局である総務課におかれては、早急な規程の整備や運用を踏まえた簿冊及び日誌類の取扱いの統一を検討するなど、全体の状況を十分に把握、指導を徹底し、文書管理等委員会が主軸となり、適正かつ効率的な文書管理が推進されるよう強く要望する。

また、その他の帳簿類については、特に「保存文書台帳」など一部の帳簿類ではいまだに誤記載が見られるものもあるため、引き続き適正な管理に努められたい。

イ 情報システム管理

当年度も引き続き情報セキュリティに係る研修を実施（情報セキュリティコース（基礎学習）、受講率100.0%）するなど、職員のセキュリティ意識の向上に努めていた。

一方、社会全体のデジタル化が進む中で、企業団においてもDX戦略に基づき、ペーパーレス化やクラウド化などの環境整備、各種システムの導入や維持管理業務等におけるデジタル技術の活用及びデジタル人材の育成などを進めているが、データの管理やセキュリティ対策については、万全を期すとともに、今後も最新の技術動向等を踏まえて、適宜情報セキュリティポリシーを見直しながら適正な運用に努められたい。

(3) 予算の執行状況

令和7年12月31日現在の予算執行状況については、第3表のとおりである。日本銀行の政策金利の引上げ等の影響により、水道事業収益の営業外収益にある受取利息は、大幅な超過収入となる見込みである。このような社会状況を踏まえ、従来の運用方法等に捉われず可能な限り有利な運用を検討されたい。

資本的支出の建設改良費は、低執行となる見込みである。これは、国の補正予算に係る国庫補助金獲得のため繰越を前提に令和8年度に予定していた事業費の一部を令和7年度に前倒しをしたことや猪名川浄水場改修工事の遅れ等によるものであり、これらの理由に伴い、資本的収入の企業債及び国庫補助金も繰越すため低執行となるものである。

国庫補助金による財源確保に努められていることを評価する一方で、工事の遅れ等により、借入利率の上昇による利息負担や人件費の増加、受注者側の人の確保などが懸念されるため、引き続き、国庫補助金の確保に努めるとともに、新技術や金利の動向など、いろいろな情報を取り入れ、費用面や工事期間の短縮などの検討にも取り組まれたい。

当年度の執行状況はおおむね良好であるが、引き続き可能な限り計画的かつ効率的な予算執行に努められたい。

第3表 予算執行状況表（繰越分を含む。）

(令和7年12月31日現在 単位:千円)

| 予算科目 | 当初予算額 | 補正予算額 増減額 | 予算現額 | 調定額又は 執行済額 | 執行率 (%) | 1月～3月 調定予定額 又は執行予定額 | 予算現額に 対する最終 予定執行率 (%) |
|----------|-------------------------|--------------|------------|---------------|------------|---------------------------|--------------------------------|
| 水道事業収益 | 21,839,455 | 0 | 21,839,455 | 14,981,223 | 68.6 | 6,617,514 | 98.9 |
| 営業収益 | 20,203,326 | 0 | 20,203,326 | 14,817,518 | 73.3 | 5,078,951 | 98.5 |
| 営業外収益 | 1,261,723 | 0 | 1,261,723 | 163,705 | 13.0 | 1,164,158 | 105.2 |
| 特別利益 | 374,406 | 0 | 374,406 | 0 | 0.0 | 374,405 | 100.0 |
| 水道事業費用 | 19,849,255 | 0 | 19,849,255 | 6,007,610 | 30.3 | 12,401,698 | 92.7 |
| 営業費用 | 18,920,145 | 0 | 18,920,145 | 5,758,496 | 30.4 | 11,780,048 | 92.7 |
| 営業外費用 | 549,700 | 0 | 549,700 | 249,114 | 45.3 | 247,245 | 90.3 |
| 特別損失 | 374,410 | 0 | 374,410 | 0 | 0.0 | 374,405 | 100.0 |
| 予備費 | 5,000 | 0 | 5,000 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 資本的収入 | 581,160 6,204,202 | 3,456,161 | 10,241,523 | 7,737 | 0.1 | 4,722,643 | 46.2 |
| 企業債 | 465,000 5,327,000 | 2,793,000 | 8,585,000 | 0 | 0.0 | 3,774,000 | 44.0 |
| 出資金 | 508,478 | 0 | 508,478 | 7,737 | 1.5 | 500,741 | 100.0 |
| 国庫補助金 | 116,160 368,721 | 663,161 | 1,148,042 | 0 | 0.0 | 447,902 | 39.0 |
| 固定資産売却代金 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 工事負担金 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| その他資本収入 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 資本的支出 | 1,989,337 16,534,725 | 3,457,300 | 21,981,362 | 3,206,353 | 14.6 | 11,373,377 | 66.3 |
| 建設改良費 | 1,989,337 12,439,064 | 3,457,300 | 17,885,701 | 1,470,971 | 8.2 | 9,128,026 | 59.3 |
| 企業債償還金 | 3,452,104 | 0 | 3,452,104 | 1,713,275 | 49.6 | 1,730,090 | 99.7 |
| 水利負担金 | 44,446 | 0 | 44,446 | 22,107 | 49.7 | 22,339 | 100.0 |
| 国庫補助金返還金 | 106,189 | 0 | 106,189 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 出資金返還金 | 492,922 | 0 | 492,922 | 0 | 0.0 | 492,922 | 100.0 |

(注) 当初予算額の上段は繰越額

(4) 金銭の出納保管状況

金銭の出納保管状況については、例月出納検査において報告しているとおおり、計数に過誤はなく適正であった。

また、地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に基づく出納取扱金融機関に対する検査も実施され、その結果も適正であった。

(5) 契約事務の状況

令和7年12月31日現在の主要契約状況について、前年度と比較すると第4表のとおりとなる。当年度の主要契約126件のうち随意契約は36件（約28.6%）行われており、前年度19件（約12.3%）から大幅に増加している。

これは、1者入札が続いていたことを踏まえ、当年度からは、阪神水道企業団契約規程及び随意契約ガイドラインに基づき、適正と認められる案件については、随意契約としたことによるものである。

随意契約も適正な契約方法のひとつであるが、企業団職員による収賄事件が発生した事案も踏まえ、今後も不正や癒着等が生じないように留意されたい。

また、当年度に実施された「設計積算・入札契約制度に係る個別外部監査」の結果及び意見についても真摯に受け止め、適切に対応されたい。

第4表 主要契約状況表

(令和7年12月31日現在 単位:千円)

| 項目 | 年度 | 一般競争入札 | | 指名競争入札 | | 随意契約 | | 合計 | | 1者入札 | |
|-------------|----|--------|-------------|--------|------|------|---------|-----|-------------|------|--------|
| | | 件数 | 契約金額 | 件数 | 契約金額 | 件数 | 契約金額 | 件数 | 契約金額 | 件数 | 割合 |
| 工事 請負契約 | R6 | 83 | 13,803,390 | 0 | 0 | 3 | 32,967 | 86 | 13,836,357 | 51 | 61.4% |
| | R7 | 45 | 2,989,091 | 0 | 0 | 15 | 257,620 | 60 | 3,246,711 | 22 | 48.9% |
| | 増減 | △38 | △10,814,299 | 0 | 0 | 12 | 224,653 | △26 | △10,589,646 | △29 | △12.5% |
| 売買契約 | R6 | 11 | 942,762 | 0 | 0 | 1 | 32,365 | 12 | 975,127 | 2 | 18.2% |
| | R7 | 8 | 1,005,156 | 0 | 0 | 1 | 28,391 | 9 | 1,033,547 | 3 | 37.5% |
| | 増減 | △3 | 62,394 | 0 | 0 | 0 | △3,974 | △3 | 58,420 | 1 | 19.3% |
| その他 請負契約 | R6 | 42 | 956,688 | 0 | 0 | 15 | 443,649 | 57 | 1,400,337 | 19 | 45.2% |
| | R7 | 37 | 850,765 | 0 | 0 | 20 | 541,320 | 57 | 1,392,085 | 19 | 51.4% |
| | 増減 | △5 | △105,923 | 0 | 0 | 5 | 97,671 | 0 | △8,252 | 0 | 6.2% |
| 計 | R6 | 136 | 15,702,840 | 0 | 0 | 19 | 508,981 | 155 | 16,211,821 | 72 | 52.9% |
| | R7 | 90 | 4,845,012 | 0 | 0 | 36 | 827,331 | 126 | 5,672,343 | 44 | 48.9% |
| | 増減 | △46 | △10,857,828 | 0 | 0 | 17 | 318,350 | △29 | △10,539,478 | △28 | △4.0% |

(注1)設計金額250万円以上、ただし、売買契約は設計金額1000万円以上

(注2)集計期間は4月1日から12月31日まで

(6) 財産管理事務の状況

貯蔵品の受入れ及び払出しについては、阪神水道企業団財務規程に基づき、貯蔵品出納簿及び貯蔵品受払整理簿により適正に整理及び管理されていた。

なお、長期間保管している重油については、令和6年度に燃料性状の把握等を目的とした「燃料性状分析調査業務委託」を実施し、令和7年度にクリーニングを実施し品質改善を図っていた。今後は、貯蔵している重油の適切な調査や安全性と費用負担を考慮した調達方法等を研究されたい。

物品の検収については、おおむね適正に処理されており、今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

次に、売却を予定している住吉配水池及び住吉鉄筋公舎用地について、再々公募に向けた準備が進められているが、最もよい条件で売却できるよう工夫し、戦略を練った上で、取り組まれたい。

また、保有地の有効活用にあたっては、より有効な活用方法の調査・検討を行い、一層の収益の確保に努められたい。

(7) 導送配水の業務状況

構成市別実績給水量について、前年度と比較すると第5表のとおりとなる。令和7年4月より明石市への新規供給を開始しており、12月31日現在の給水量は、224,632,010 m³で、前年度の給水量219,072,360 m³と比較すると、5,559,650 m³ (2.5%) 増加している。

また、水源である琵琶湖水位平均値は例年を下回っており、高山ダム及び青蓮寺ダムにおいて渇水による取水制限や琵琶湖でかび臭原因物質（ジェオスミン）の濃度の増加があったものの、構成市への用水供給に影響はなかった。

第5表 構成市別実績給水量比較表

(令和7年12月31日現在 単位:m³)

| 項目 市名 | 実績給水量 | | 対前年度増減 | |
|----------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-------|
| | R6 | R7 | 水量 | 率(%) |
| 神戸市 | 130,530,790 (426,571) | 133,273,440 (435,534) | 2,742,650 (8,963) | 2.1 |
| 尼崎市 | 36,080,500 (117,910) | 35,923,400 (117,397) | △ 157,100 (△ 513) | △ 0.4 |
| 西宮市 | 38,384,070 (125,438) | 38,356,470 (125,348) | △ 27,600 (△ 90) | △ 0.1 |
| 芦屋市 | 7,729,820 (25,261) | 7,695,500 (25,149) | △ 34,320 (△ 112) | △ 0.4 |
| 宝塚市 | 6,347,180 (20,742) | 6,705,310 (21,913) | 358,130 (1,171) | 5.6 |
| 明石市 | - - | 2,677,890 (8,751) | 2,677,890 (8,751) | - |
| 計 | 219,072,360 (715,923) | 224,632,010 (734,092) | 5,559,650 (18,169) | 2.5 |

(注) 上段:3~12月累計値、下段:日平均

次に、導送配水管路については、安定供給確保のため、管路の耐震化及び老朽管の更新が行われていた。今後とも、計画的な事業の推進に努められたい。

(8) 工事等の設計、施工監督及び検査実施状況

当年度の工事の設計、施工監督及び検査の実施状況については、各種規程に基づきおおむね適正に行われていた。引き続き、事故のないよう取り組むとともに、今後も適正な事務処理及び施工管理に努められたい。

(9) その他の事項

大規模災害に備えた危機管理の対応については、管路や施設の耐震化等に取り組むとともに、令和7年度に新たに「緊急時燃料配送業務委託」を実施されていた。大規模災害時の長時間停電発生時においても、継続的に必要な石油燃料を優先的かつ継続的に供給を受けられるものであり、事業継続（BCP）の取組が進められていた。

南海トラフ地震の発生確率が高まっていく中、企業団においては、安定的な用水供給が求められているため、引き続き危機管理に関するハード・ソフト面での取組を適切に実施するとともに、職員の危機管理意識の向上にも努められたい。

(むすび)

令和7年度の定例監査では、全体としては、事務事業が効果的かつ経済的に実施されており、おおむね良好な結果であった。しかしながら、過年度から継続的に指摘している超過勤務の申請漏れや保存文書台帳などの記載誤りに加えて、文書管理の電子化への対応など、改善等が必要な事例が見受けられた。

まず、当年度より電子決裁機能を備えた文書管理システムが導入され、文書管理の電子化・効率化が図られていたが、規程等の整備が十分ではない中、先行して電子化された簿冊及び日誌類が運用されている状況や所属間で電子媒体と紙媒体とが混在して管理されている事例などが見受けられるので、改善及び対応に取り組まれない。

次に、人事労務管理については、人材確保が困難な状況ではあるが、積極的なリクルート活動や計画的な採用により、年齢構成のバランス等を考慮した人材確保及び働きやすい職場づくりに取り組まれない。

また、「阪神水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の期間が最終年度を迎えており、職員に占める女性職員の割合など、計画に掲げる目標に対する評価を行い、次期計画の策定に取り組まれない。

このほか、事務処理の誤りに対する担当者及び管理職員の意識向上による再発防止、また、定員に対する欠員、超過勤務の偏り等に対しても、引き続き、業務分担の平準化、適正な人員配置、業務の効率化等により、適正な組織体制の構築に努められない。

また、施設の老朽化に伴う施設整備、南海トラフ地震に対するハード面及びソフト面における災害リスク対策、有機フッ素化合物（PFAS）や濁水などの水源・水質課題などに着実に取り組み、今後も市民生活に必要不可欠である水道水の供給に支障を来すことがないように、安全な水の安定供給に万全を期されたい。

最後に、事業運営に当たっては、今回の定例監査における意見及び要望事項以外にも様々な問題が潜在している可能性があることを念頭に、平素からコンプライアンス意識の向上を図るとともに、経済性、効率性及び有効性を重視した事業運営に取り組まれない。